

皆で守ろう 豊かな大地

大潟土地改良区広報

No.122

令和6年5月1日発行



水ほネット大潟

題字：松雪 照美 理事



改修が進むF2幹線用水路

土地改良区概要	受益面積	組合員数	理事	監事	総代
	11,764.8ha	1,284名	12名	3名	103名

多面的機能支払事業（農地・水）の活動について

令和6年度より、多面的機能支払事業の事務局は土地改良区2階へ移りました。多面的機能支払事業の要望受付や連絡並びに活動報告（共同活動の砕石砂利の補充作業報告、路肩・法面の草刈り作業報告等）についても、土地改良区2階の事務局で行うこととなります。ご理解とご協力をお願いします。

編集・発行

大潟土地改良区

南秋田郡大潟村字中央3番地9 FAX(0185)45-2412

URL <http://member.ogata.or.jp/~dokai/> E-mail dokai@ogata.or.jp

● 総務課 TEL(0185)45-2118

● 事業課 TEL(0185)45-2523

● 定額助成
(暗渠・区画) TEL(0185)47-7800

● 多面的機能支払
(農地・水) TEL(0185)22-4550

第124回

通常総代会

今野理事長 挨拶



第一二四回通常総代会の開催にあたり、始めにこの度の能登半島地震で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被災されたすべての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本日、総代の皆様方には春の農作業も始まり、大変お忙しい中ご出席を頂き、誠にありがとうございます。また、高橋村長には年度末を迎え、ご多忙な時期にもかかわらずご来賓としてご出席賜り、

感謝申し上げます。後程ご挨拶をお願い申し上げます。

昨年は全国で記録的な大雨による自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。村内においても七月中旬の豪雨は、畑作物の収量に大きな影響を与えました。その後、七月後半から八月にかけて異常な程の猛暑が連続し、九月に入っても用水の供給要請に応えた次第です。組合員の皆様には末端の利用者にも用水の安定供給

給が出来るよう、日頃より通水にご配慮を頂き感謝申し上げます。土地改良区としても、多発化する異常気象に適切に対処し、今後とも効率的な排水の管理に努力してまいります。

さて、当区の主な事業についてですが、令和五年度の国営かんがい排水事業におけるパイプラインについては、昨年に続きA1-4幹線水路の一部一、六〇〇mが完成しており、完工は令和七年度の計画です。また、F2取水口の除塵機設置と一部パイプライン化については工期が伸びておりますが、四月二十五日の通水開始迄には終了すると伺っております。令和六年度の工事は、A1-4の他、F2、C1-3の幹線水路の一部パイプライン化について、一二億円を要求し実施する予定です。

次に県営かんがい排水事業八郎潟第一地区ですが、関係組合員の九三・二%の同意を得て、令和六年度から十一年度までの六カ年で総事業費九億三、〇〇〇万円の予算で、A1-1、A1-4関連の小用パイプライン化を行う申請をしており、工事着工は令和七年度からの予定です。この事業の負担割合については、地元一七・五%のうち、大潟村にはガイドラインの一〇%を負担していただくことになり感謝申し上げます。

また、団体営事業の暗渠排水区画拡大についてですが、今年度も引き続き事業を推進してまいります。しかしながら、当事業は平成二十八年より実施しており、暗渠排水の未実施面積も残り四、〇〇〇haと減少しております。このことから、事業の収束に向け未完了の組合員の要望調査を行いながら、より良い形で完結したいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

本日の総代会は令和六年度の事業計画並びに予算が主な議題でございます。賦課単価については、二連続の水稲の不作に加え、生産資材の高騰により組合員の経営環境は非常に厳しいと思料されることから、六年度も従前同様の賦課金で運営してまいります。しかし、その内容については決して良好とは言えません。大潟村の最も重要なライフラインである基幹施設の南北排水機場や防潮水門の運営に関わる県営事業分担金の割合が、国営かんがい排水事業負担金を除く全賦課金の六二%を占め、改良区本来の業務である施設の維持管理等に支障をきたす所まで来ております。主な要因は排水

に関わる電気料金の高騰であります。令和三年度迄は二億円程度でありましたが、令和四年度では三億円を超え、令和五年度は五億

円の電気料金が見込まれております。幸い、令和五年度においては、本日の提出議案第四号、第四回補正予算書に示されている様に、秋田県より五、三〇〇万円程の電気料補助を予定しており、五年度の決算に好影響を与えるものと思っております。

本日ご審議いただく六年度予算における県営事業分担金一億六、五〇〇万円には土地改良区負担分として、一億三、〇〇〇万円の電気料金を含んでおります。その他、小用水路布設替や農道切下げ等の工事発注に対する、最近の応札不振への対応策として、令和六年度より工事単価の見直しによる各種単価の引き上げを行うことになっております。これらの増高する経費に対し、昨年同様財政調整積立金を取り崩しつつ、水利施設整備事業や農業水路等長寿命化事業等の補助事業の活用による改良区負担の軽減を図りながら、事業の推進と適切な運営をめざす予算案となっております。総代各位におかれましては慎重審議のうえ、全提出議案のご理解とご承認を賜りたいと存じます。

結びに、春の農作業も始まっている状況ですが、くれぐれも事故や怪我も無く、豊穣の秋を迎えられることを祈念申し上げ、開会の挨拶と致します。

来賓祝辞

大潟村長 高橋浩人



おはようございます。第一二四回総代会が盛会に開催されましたこと心からお喜び申し上げます。また、昨年は大雨や干ばつがありましたが大潟村内においては大きな水害や干ばつによる水不足はありませんでした。土地改良区には適切な水管理をして頂き心から感謝申し上げます。また、村では二年続けて稲作の不作で、農家にとつて厳しい年が続いています。今年も本日のこの雪を見るとどうなるかと心配になるわけですが、どうか皆さん農協の営農指導を参考、季節変動や暑さに気をつけながら作物の栽培にあたって頂ければと思います。

先ほど理事長から挨拶があったように、国営事業は少し遅れ気味ですが順調に進んでいるところであります。村としても事業に支障ないよう今年冬の冬にF2の横にある水道施設の導水管を移設したところであります。今後も国営事業に支障のないよう、引き続き土地改良区と東北農政局八郎潟農業水利事業所、秋田県との連携を取りながら進めていきたいと思っております。村では今年六十周年を迎えます。特に幹線水路路として排水路関連はか

なり傷んできておりますので、時期を逃すこと無く計画通り改修作業が進むように進めて参りますので、どうかよろしくお願ひします。

国営事業を進めるにあたっては、毎年の予算確保がもつとも重要になってきております。今までは金田先生にお願いをし、予算の確保や国営事業そのものの承認も頂くことができ進んで来ましたが、金田先生は皆さんご存じの通り、次の選挙には出ないと公表しております。後任には現大館市長の福原さんがなる予定となっております。いつ選挙になるか分かりませんが、二区は福原さんが金田先生の後任として出ることが決まっております。引き続き金田先生の後任になる福原さんを応援し、当選した折にはお願いをしていきたいと思ひます。また、全国比例で出ている進藤金日子先生がいらっしやいますので、進藤先生を中心としながらしっかりと予算確保を図っていききたいと考えております。

無いようにしっかりと進めていきたいと思っております。

私事になりますが、今年大潟村議会と村長選挙があります。次の選挙にも立候補すると三月議会で表明をさせて頂きました。今、大潟村農業でも大変厳しい状況にある中、今後どういった営農を描いていくのが大事な時期だと思っております。総合村づくり計画の策定を今年度から開始することとし、今後八年間を見通した計画づくりを進めることにしております。その中で最も重要なのは、基幹産業である農業をどのように推進していくかと言うことであります。土地改良区の皆様と連携しながら、今後の村農業の方向性をしっかりと示し、一緒に進めていければと思っておりますので引き続きよろしくお願ひします。大潟土地改良区の益々の発展をご祈念申し上げます。ありがとうございます。



就任の御挨拶

東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所

所長 渡辺 英樹

大潟土地改良区組合員の皆様には、日頃より農業農村整備事業の推進並びに当事務所の業務の実施に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長に就任いたしました渡辺英樹と申します。よろしく申し上げます。

昨年度は、秋田県はもとより全国的に豪雨、干ばつ、高温障害等が発生するとともに、正月には能登半島地震が発生し、石川県及び富山県などで甚大な被害があったところでした。こうした災害に対応すべく国土強靱化への対策も盛り込んだ令和六年度の農業農村整備関係予算が決定しております。令和六年度当初予算の他、令和五年度補正予算を含めると、前年度より二三八億円増の七、九八八億円の予算額となっております。

ります。

こうした農業農村整備関係予算の増加は地域の声、実情を財務当局等へ届けていたいただきました、土地改良区の皆様の御尽力の賜物と御礼申し上げます。

また、現在開催中の国会におきまして、食料・農業・農村基本法改正案の審議がなされているところです。基本法は農政の基本理念や政策の方向性を示すもので、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展とその基盤としての農村の振興を理念として掲げ、平成十一年に制定されました。

基本法制定から約二〇年が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大など、我

が国の農業を取り巻く情勢が、制定時には想定されなかったレベルで変化しています。

改正案では、食料安全保障を柱として位置付け、国内の農業生産の増大を基本とし、たうえで、安定的な輸入の確保を図ることや食料自給率など、食料安全保障に関する目標を設定し、年に一回達成状況を検証する規定を新設することなどが盛り込まれています。

結びに当たりまして、大潟土地改良区の今後ますますの御発展並びに組合員皆様の御健勝と御活躍と併せまして、現在実施中の八郎潟農業水利事業の進捗を祈念申し上げます。御挨拶とさせていただきます。



新任のごあいさつ

秋田県農林水産部農山村振興課

課長 小野寺 平 崇

大潟土地改良区会員の皆様におかれましては、日頃から、農業施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の異動により四月から農山村振興課長を拝命いたしました。微力ではありませんが、秋田の農山村が元気になるよう、各種施策の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

農山村振興課では、「基盤」「ひと」「しごと・活力」を三つの柱として、農山村振興施策を推進しており、地域資源の「基盤」である農地や農業水利施設などの維持・保全を図るため、ほ場整備や水利施設整備など農業農村整備事業の調査計画の推進や、日本型直接支払制度の継続的な取組を促進するほか、中山間地域の活性化に携わる人材「ひと」の育成と地域資源を活かした多

様な農村ビジネスの創出「しごと・活力」などを、今年度重点的に取り組むこととしております。

なお、こうした取組の推進に当たっては、地域の中心的存在である皆様の御理解と参画が不可欠であると考えておりますので、引き続き、お力添えを賜りますよう、よろしくお願いたします。

さて、八郎潟の干拓により誕生した大潟村は、今年創立六十周年という大きな節目の年を迎えておりますが、この間、皆様のたゆまぬご努力により、農地や農業水利施設を適切に保全管理され、食料の安定供給はもとより、日本のモデル農村として常に時代の最先端で国内農業を牽引されてきたことに對しまして、深く敬意を表する次第です。

現在、大潟村では、土地改良区の念願で

あった国営かんがい排水事業「八郎潟地区」の工事が進められておりますが、本年度からは附帯する県営かんがい排水事業「八郎潟第一地区」が新規採択となり、幹線から末端まで安定的な農業用水の供給が確保されることとなります。

県としましても、引き続き、国営事業の進捗に併せ、皆様と十分に連携を図りながら、関連する附帯県営かんがい排水事業の調査計画に取り組んでまいりますので、一層の御理解と御支援をお願いいたします。

結びになりますが、食料の安全保障の重要性が改めて浮き彫りとなっている現在、広大な農地を有し、食料の安定供給に大きな役割を担っておられる大潟土地改良区が、今後とも地域の中核的存在として、ますます発展されますことをお祈り申し上げます。新任の挨拶といたします。

第124回

通常総代会報告

議案一覧

第一二四回通常総代会は令和六年三月二十二日、サンルーラ大潟で総代八十六名出席（出席六十二名、書面議決行使書二十四名）のもとに開会、理事長挨拶に続き、ご来賓の大潟村高橋村長の祝辞をいただいたあと、議長に大潟村の菊地幸彦総代を選任し議事が進められ、提案された議案を原案どおり可決し閉会しました。



◎報告議案 第一号 令和五年度一般会計（第三回）補正予算の専決処分について

◎議案 第一号 令和三年度着工農地耕作条件改善事業等「大潟耕作七期地区」に係る事業計画変更（第三回）について

◎議案 第二号 令和五年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作九期地区」に係る事業計画変更（第一回）について

◎議案 第三号 令和五年度着工農業水路等長寿命化事業「大潟長寿地区」に係る事業計画変更（第一回）について

◎議案 第四号 令和五年度一般会計（第四回）補正予算について

◎議案 第五号 令和五年度一般会計の繰越使用について

◎議案 第六号 大潟土地改良区工事執行規程の一部改正について

◎議案 第七号 令和六年度事業計画について

◎議案 第八号 令和六年度農地耕作条件改善事業等「大潟耕作十期地区」に係る事業計画について

◎議案 第九号 令和六年度水利施設整備事業等「大潟水利四期地区」に係る事業計画について

◎議案 第十号 令和六年度役員報酬について

◎議案 第十一号 令和六年度一般会計収支予算について

◎議案 第十二号 令和六年度賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法について

◎議案 第十三号 令和六年度農地耕作条件改善事業等の賦課額並びに賦課徴収の時期方法について

◎議案 第十四号 令和六年度現金の預入先について



令和5年度 一般会計（第3回）補正予算書

【収入の部】

単位(千円)

款	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業収入	456,622	456,622		
2	附帯事業収入	81,607	81,607		
3	特定資産運用収入	1	1		
4	補助金等収入	898,099	898,099		
5	寄付金収入	1	1		
6	受託料収入	1	1		
7	雑収入	354	354		
8	借入金収入	2	2		
9	積立金取崩収入	46,692	46,692		
10	固定資産売却収入	1	1		
11	繰越金	118,458	118,458		
収入合計		1,601,838	1,601,838		

【支出の部】

単位(千円)

款	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業費	1,151,623	1,151,623		
2	一般管理費	122,779	122,091	688	給与規程改正に伴う増
3	負担金	283,796	283,796		
4	業務受託費	1	1		
5	その他の支出	1	1		
6	借入金返済支出	2	2		
7	固定資産取得支出	1,991	1,991		
8	積立金繰出支出	32,333	32,333		
9	予備費	9,312	10,000	△ 688	一般管理費へ
支出合計		1,601,838	1,601,838		

令和5年度 一般会計（第4回）補正予算書

【収入の部】

単位(千円)

款	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業収入	457,203	456,622	581	業者施工委託者負担金確定に伴う増
2	附帯事業収入	71,092	81,607	△ 10,515	大潟耕作7期事業計画変更に伴う減
3	特定資産運用収入	1	1		
4	補助金等収入	601,744	898,099	△ 296,355	計画変更に伴う減、電気料金高騰分に対する補助金
5	寄付金収入	1	1		
6	受託料収入	1	1		
7	雑収入	354	354		
8	借入金収入	2	2		
9	積立金取崩収入	46,692	46,692		
10	固定資産売却収入	1	1		
11	繰越金	118,458	118,458		
収入合計		1,295,549	1,601,838	△ 306,289	

【支出の部】

単位(千円)

款	科 目	補正予算額	既決予算額	既決予算額比	付 記
1	土地改良事業費	792,367	1,151,623	△ 359,256	事業計画変更に伴う減
2	一般管理費	122,779	122,779		
3	負担金	342,303	283,796	58,507	地元負担増、電気料金等緊急支援事業補助金
4	業務受託費	1	1		
5	その他の支出	1	1		
6	借入金返済支出	2	2		
7	固定資産取得支出	1,991	1,991		
8	積立金繰出支出	32,333	32,333		
9	予備費	3,772	9,312	△ 5,540	3・1・1 国営造成施設県管理補助事業へ
支出合計		1,295,549	1,601,838	△ 306,289	

令和六年度

運営計画並びに事業計画

1 運営計画

①事務運営については迅速かつ適切な対応に心がけ、組合員の利便性向上に努める。

②未収賦課金の解消に万全を期す。

③災害危機管理及び災害発生時は迅速に対応する。特に近年多発している異常気象に対しては、「豪雨時の取水停止及び幹線排水路の予備排水」などについて、関係機関と連携を密にし万全を図る。

④八郎湖の水質保全について、関係機関と連携し推進する。

⑤土地改良施設の適時適切な維持管理を行い、補修要望とその処理については、

- (1) 要望を取りまとめ、管理委員会に諮問し、現地調査を行い公
- 正かつ適切に補修を実施する。
- (2) 緊急を要するものについては速やかに対策を講じる。

⑥「国営八郎潟地区」及び「県営

八郎潟第一地区」について、組合員の利益が最大限発揮される施設に整備されるよう事業推進を支援する。

⑦国営及び県営事業の未改修区間については、国・県と連携を図り、調査に基づく補修を適時実施し、不測の事態を回避する。

⑧県営水利施設管理強化事業を活用し、農業用水の安定供給・農地排水の機能強化を図る他、農業水利施設の有する多面的機能の發揮に努める。

⑨団体営農業水路等長寿命化事業を活用し、道路等横断暗渠（排水）管について対象箇所改修を進める。

⑩団体営農地耕作条件改善事業（定額・定率助成）により、暗渠排水・区画拡大、小排水路の整備を図る。

⑪多面的機能支払交付金事業について、大潟村大潟地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会と協働し、円滑な事業推進を支援

2 事業計画（維持管理）

一、 用水取入口

（管理施設規模一九箇所）

かんがい期は水管理人を配置し円滑な管理を行うとともに、取水機器の点検整備及びサイフォン管等の維持保全を行う。

- ①取水口機器点検 一式
- ②取水口整備 一式
- ③安全施設補修 一式
- ④取水口保全 一式

二、 幹線水路

（管理施設規模九三・七km）

鋼製コルゲートフリーウム水路等については、調査監視に努め、重大事故が発生しないよう補修を行う。また小用水路取入ゲート、かんがい施設の整備を行う。

- ①ゲート補修 一式
- ②用水路補修 一式
- ③金物他補修 一式

する。また、同運営委員会から受託する経理事務については、土地改良区監査の対象とし誠実に業務にあたる。

⑫その他課題解決のため鋭意努力する。

④通水前その他補修 一式

三、 小用水路

（管理施設規模四五〇・三km）

用水の安定供給と漏水防止を図るため、小用水路布設替工事を実施する。また、進入路・分水口・放水口の補修を適切に行い、目的地補修については資材提供を行い、組合員による補修を本年度も継続実施する。

- ①小用水路布設替 一式
- ②水路付帯施設補修 一式
- ③支給用目地材 一式
- ④通水前その他補修 一式

四、 支線排水路

（管理施設規模一〇八・六km）

泥上掘削機・バックホウ等による排水路の掘削整備を行い機能保全を図る。また、緊急を要する横断管の補修を行い、施設の保全及び営農の安全を図る。

- ①水路整備 一式
- ②横断管補修 一式
- ③通水前その他補修 一式
- ④雑木処理 一式

五、 小排水路

（管理施設規模五二〇・七km）

泥上掘削機・バックホウ等によ

る排水路の掘削整備を行い機能保全を図る。また、緊急を要する横断管の補修を行い、施設の保全及び営農の安全を図る。

- ①水路整備 一式
- ②横断管補修 一式
- ③通水前その他補修 一式
- ④雑木処理 一式

六、 農道

（管理施設規模四三五・七km）

農道走行等の安全性や、農作業の利便性に配慮し、除草や補修を行う。

- ①堤防等農道入口除草 一式
- ②通水前その他補修 一式

七、 用水管理

水管理人八名を雇用し、用水の円滑な配水に万全を期す。また幹線水路敷地等の草刈を行い、施設の保全と環境整備を図る。

- ①水管理人雇用 八名
- ②水路沿い草刈 一式
- ③施設整備 一式

八、 調査

最適な設計と工事を実施するため、調査測量等を行う。

- ①調査測量 一式

令和6年度 一般会計収支予算書

【収入の部】

単位(千円)

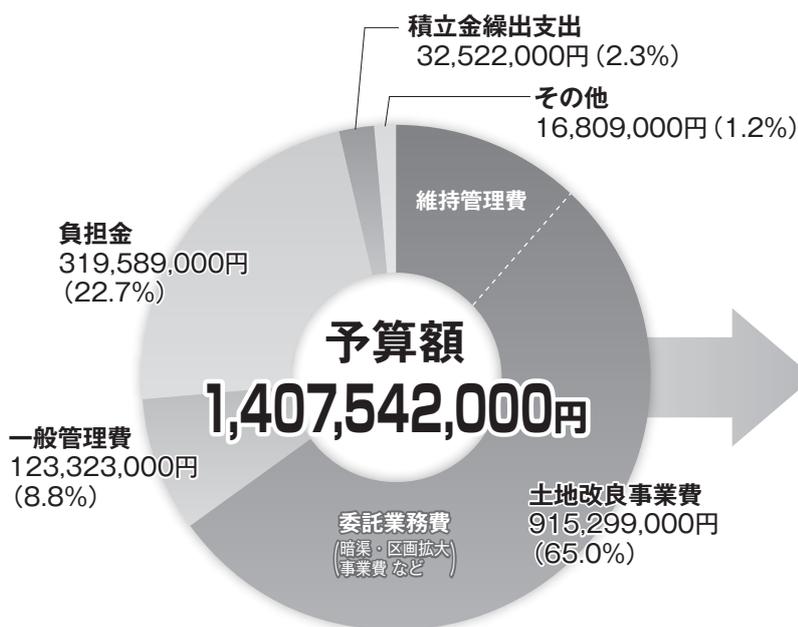
款	科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額比	付 記
1	土地改良事業収入	457,817	457,203	614	経常賦課金、県営事業分担金、国営かんがい排水事業負担金など
2	附 帯 事 業 収 入	42,953	71,092	△ 28,139	
3	特定資産運用収入	1	1		
4	補 助 金 等 収 入	676,565	601,744	74,821	暗渠・区画拡大補助金など
5	寄 付 金 収 入	1	1		
6	受 託 料 収 入	3,222	1	3,221	
7	雑 収 入	182	354	△ 172	
8	借 入 金 収 入	2	2		
9	積立金取崩収入	86,452	46,692	39,760	
10	固定資産売却収入	1	1		
11	繰 越 金	140,346	118,458	21,888	
収 入 合 計		1,407,542	1,295,549	111,993	

【支出の部】

単位(千円)

款	科 目	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額比	付 記
1	土地改良事業費	915,299	792,367	122,932	維持管理費、暗渠・区画拡大事業費
2	一 般 管 理 費	123,323	122,779	544	事務費など
3	負 担 金	319,589	342,303	△ 22,714	県営事業分担金など
4	業 務 受 託 費	3,222	1	3,221	
5	そ の 他 の 支 出	1	1		
6	借入金返済支出	2	2		
7	固定資産取得支出	3,584	1,991	1,593	
8	積立金繰出支出	32,522	32,333	189	
9	予 備 費	10,000	3,772	6,228	
支 出 合 計		1,407,542	1,295,549	111,993	

一般会計 性質別支出予算の状況



土地改良事業費の内訳

維持管理費	
1. 用水取入口	18,521,000円
2. 幹線水路	23,770,000円
3. 小 用 水 路	74,240,000円
4. 支線排水路	11,391,000円
5. 小 排 水 路	23,394,000円
6. 農 道	1,107,000円
7. 用 水 管 理	30,123,000円
8. 調 査	3,054,000円
小 計	185,600,000円
委託業務費	
1. 委 託 費	1,000円
2. 農業基盤整備促進事業等委託費(暗渠・区画拡大事業費など)	681,498,000円
3. 水利施設整備事業負担金	18,200,000円
4. 農業水路長寿命化事業負担金	30,000,000円
小 計	729,699,000円
合 計	915,299,000円

管理事業報告



1 用水取入口 予算額 (18,207,000円)

用水取入機場機器点検作業	19 取水口
呼水準備作業	19 取水口
取水口機器整備補修	1 式
取水口機器点検整備	1 式
東部側取水口流量調節弁点検作業	12 取水口
安全施設設置作業	1 式
取水口保全費	1 式
取水口施設周辺整備	3 取水口
機場（外壁張替・屋根塗装等）補修	3 取水口

2 幹線用水路 予算額 (21,780,000円)

漏水・施設補修	251箇所
金物関係補修	27箇所
水路内清掃	13路線
通水前補修	31箇所
用水路他小補修	7 箇所
緊急補修	1 式
幹線用水路締切作業	1 式
幹線用水路下暗渠排水横断作業	1 式



3 小用水路 予算額 (82,020,000円)

用水路布設替工事	9 路線
組合員支給用目地材購入	1 式
通水前補修	58箇所
用水路他小補修	72箇所
緊急補修	1 式
I L型フリューム購入	1 式
コンクリート床版購入	1 式
コンクリート殻産業廃棄物処理	1 式

5 小排水路 予算額 (24,988,000円)

排水路整備(補修掘)	33路線
水路整備(機械点検・修理・消耗部品)	1式
通水前補修	1箇所
用水路他小補修	2箇所
緊急補修	1式
雑木処理	4箇所
暗渠排水に係る構造物削孔作業	1式
小排横断農道橋改修	1箇所
小排水路(G4中)改修作業	1式
その他	1式



4 支線排水路 予算額 (9,025,000円)

排水路整備(補修掘)	2路線
水路整備(機械点検・修理・消耗部品)	1式
通水前補修	1箇所
雑木処理	3箇所
支線排水路沿法整備	1式
幹用横断排水管補修	2箇所

6 農道 予算額 (1,007,000円)

農道隣接敷草刈	12路線
堤防農道入口部草刈	78箇所
通水前補修	4箇所
用水路他小補修	1箇所
緊急補修	1式

7 用水管理 予算額 (27,476,000円)

かんがい用水の管理人雇用	8名
水路沿草刈作業 (総合中心地内幹線用水路)	2回刈
水路沿草刈作業(幹線用水路全線)	2回刈
草刈に係る施設整備	1箇所

8 調査 予算額 (3,354,000円)

用水路測量作業	1式
排水路調査	1式
調査用資材購入・機械点検等	1式
横断管調査測量	1式

- 案 件第8号 令和6年度一般会計予算の考え方
案 件第9号 大潟村への要望

第11回理事会案件 令和6年1月31日

- 報告案件第1号 業務概要
報告案件第2号 賦課金徴収状況
報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
報告案件第4号 補改修工事の検査結果
報告案件第5号 大潟土地改良区創立50周年記念式典決算
報告案件第6号 土地原簿記載内容確認状況
報告案件第7号 令和5年度一般会計執行状況及び決算見込み
報告案件第8号 令和5年度維持管理費執行状況及び使途予定
案 件第1号 県営事業八郎潟第一地区の同意徴集
案 件第2号 令和5年度補改修要望に係る理事会検討事項（排水路関連）及び農道切下げ路線の施工予定
案 件第3号 令和5年度すべり補修
案 件第4号 令和5年度支線排水路沿のステップ整備に係る村道復旧
案 件第5号 令和5年度農業基盤整備促進事業等に係る土地改良事業団体連合会への業務委託契約の変更
案 件第6号 令和6年度役員報酬
案 件第7号 令和6年度一般会計予算
案 件第8号 令和5年度中間監査報告書

第12回理事会案件 令和6年2月28日

- 報告案件第1号 業務概要
報告案件第2号 賦課金徴収状況
報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
報告案件第4号 補改修工事の検査結果
報告案件第5号 令和5年度維持管理費執行状況及び使途予定
報告案件第6号 令和5・6年度指名願い受付（追加）結果
報告案件第7号 県営事業八郎潟第一地区の同意徴集状況
案 件第1号 県営事業八郎潟第一地区の施行申請
案 件第2号 令和5年度中間監査結果に対する回答
案 件第3号 令和5年度取水口の呼水準備作業
案 件第4号 令和3年度着工農地耕作条件改善事業等（大潟耕作7期地区）に係る事業計画変更（第3回）
案 件第5号 令和5年度農地耕作条件改善事業等（大潟耕作9期地区）に係る事業計画変更（第1回）
案 件第6号 令和5年度着工農業水路等長寿命化事業（大潟長寿地区）に係る事業計画変更（第1回）
案 件第7号 令和5年度一般会計（第4回）補正予算
案 件第8号 令和5年度一般会計の繰越使用
案 件第9号 大潟土地改良区工事執行規程の一部改正

《《《 令和5年度 》》》

理 事 会 報 告

（第9回以降）

第9回理事会案件 令和5年12月6日

- 報告案件第1号 業務概要
報告案件第2号 賦課金徴収状況
報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
報告案件第4号 令和5年度水質調査（8月、10月）結果
報告案件第5号 大潟土地改良区創立50周年記念式典開催結果
報告案件第6号 補改修工事の検査結果
報告案件第7号 県営土地改良事業施行申請に伴う概要公告の依頼結果
報告案件第8号 国営八郎潟地区連絡会議におけるA1-3幹線水路の路線検討結果
報告案件第9号 令和5・6年度指名願いの受付（追加）結果
案 件第1号 令和5年度湧水処理試験工事
案 件第2号 令和5年度取水口施設周辺の整備
案 件第3号 令和5年度小用水路布設替その他工事の変更
案 件第4号 令和5年度支線排水路沿ステップ整備の変更
案 件第5号 入札不調等の対応
案 件第6号 令和6年度水管理体制
案 件第7号 令和6年度一般会計予算の考え方

第10回理事会案件 令和5年12月28日

- 報告案件第1号 業務概要
報告案件第2号 賦課金徴収状況
報告案件第3号 組合員資格得喪の処理結果
報告案件第4号 県営土地改良事業施行申請に伴う概要公告の依頼結果
報告案件第5号 令和5年度排水路関係の補改修要望に係る管理委員会からの答申
報告案件第6号 令和5年度維持管理費の執行状況
追加報告案件第7号 水利使用変更に対する同意結果
案 件第1号 大潟土地改良区職員給与規程の一部改正
案 件第2号 大潟土地改良区嘱託就業規則の一部改正
案 件第3号 令和5年度一般会計（第3回）補正予算の専決処分
案 件第4号 農地集積に係る説明会並びに意向調査
案 件第5号 令和5年度定額助成（暗渠排水）工事の変更
案 件第6号 令和5年度小排水路（A23中）改修工事の変更
案 件第7号 F2幹線水路末端水不足に係る検討

- 案 件第21号 令和6年度配水計画
- 案 件第22号 令和6年度嘱託職員及び臨時職員の雇用等
- 案 件第23号 令和6年度定額助成（暗渠排水・区画拡大）に係る農業者施工説明
- 案 件第24号 農地転用
- 案 件第25号 令和6年度役員研修
- 追加案件第26号 土地改良区管理施設の他目的使用継続申請

- 案 件第10号 令和6年度事業計画
- 案 件第11号 令和6年度農地耕作条件改善事業等（大潟耕作10期地区）に係る事業計画
- 案 件第12号 令和6年度着工水利施設整備事業等（大潟水利4期地区）に係る事業計画
- 案 件第13号 令和6年度職員人事及び事務体制
- 案 件第14号 電子決裁システム使用料等の予算計上検討
- 案 件第15号 令和6年度一般会計収支予算
- 案 件第16号 令和6年度賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法
- 案 件第17号 令和6年度農地耕作条件改善事業等の賦課額並びに賦課徴収の時期方法
- 案 件第18号 令和6年度現金の預入先
- 案 件第19号 第124回通常総代会の開催日時と提出議案
- 案 件第20号 表彰規程に基づく表彰

第13回理事会案件 令和6年3月6日

- 報告案件第1号 業務概要
- 案 件第1号 第124回通常総代会提出議案内容

令和6年度 配水計画 について

理事会において、次のとおり配水計画を策定しましたのでお知らせします。

取水路の位置		最大取水量 m ³ /s			
		しろかき期 5月1日から5月15日まで	かんがい期 5月16日から9月10日まで	非かんがい期 9月11日から3月31日まで	非かんがい期 4月1日から4月30日まで
西部承水路左岸	H2	2.129	1.829	0.300	0.300
西部承水路左岸	H1	3.090	2.655	0.300	0.300
西部承水路左岸	A1	6.297	5.420	3.000	3.035
西部承水路左岸	A2	0.257	0.222	0.100	0.100
西部承水路左岸	B1	1.680	1.443	0.300	0.300
西部承水路左岸	B2	4.741	4.074	0.300	0.300
西部承水路左岸	B3	0.355	0.305	0.100	0.100
小 計		18.549	15.948	4.400	4.435
馬場目川右岸（調整池）	G2	1.358	1.167	0.300	0.301
馬場目川右岸（調整池）	G1	0.635	0.546	0.300	0.302
馬場目川右岸（調整池）	F2	3.031	2.604	0.300	0.300
馬場目川右岸（調整池）	F1	3.210	2.757	0.300	0.300
小 計		8.234	7.074	1.200	1.203
三種川右岸（東部承水路）	E2	1.507	1.295	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	E1	2.565	2.205	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	D2	2.403	2.065	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	D1	1.924	1.652	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C2	0.799	0.686	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C1-3	0.982	0.844	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C1-2	0.452	0.389	0.300	0.300
三種川右岸（東部承水路）	C1-1	2.147	1.844	0.300	0.300
小 計		12.779	10.980	2.400	2.400
計		39.562	34.002	8.000	8.038

しろかき期及びかんがい期（育苗用水含む）年間総取水量 34,691万m³

※非かんがい期（4月1日～4月30日まで）は、取水口A1、G1及びG2の育苗用水を含む。

- 各用水取入口における最大取水量及び取水期間は水利権に基づき上記のとおりとする。
（今後水利権に変更が生じた場合は、水利権にあわせ配水計画を変更する）
- 配水期間は、「令和6年4月25日～令和6年9月20日」とする。

令和6年度 賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期方法

第1 賦課金の賦課額並びに賦課徴収の時期

会計区分	科目	賦課基準			期別納付額		賦課期日		徴収期日	
		種目	地目	10a当たり	1期	2期	1期	2期	1期	2期
一般会計	経常賦課金	経常賦課金	農地	円 1,360	円 680	円 680	令和6年 7月1日	令和6年 11月1日	令和6年 7月31日	令和6年 12月2日
	特別賦課金	県営事業分担金	農地	円 2,257	円 886	円 1,371	令和6年 7月1日	令和6年 11月1日	令和6年 7月31日	令和6年 12月2日
	特別賦課金	国営かんがい排水事業負担金	農地	円 241	円 121	円 120	令和6年 7月1日	令和6年 11月1日	令和6年 7月31日	令和6年 12月2日

第2 徴収方法

1. 本土地改良区において直接徴収を行う
2. 下記金融機関と委託契約に基づき徴収を行う

記

大潟村農業協同組合
秋田なまはげ農業協同組合若美支店
あきた湖東農業協同組合八郎潟支所
秋田やまもと農業協同組合本店

秋田銀行大潟支店
秋田信用金庫船越支店
羽後信用金庫八竜支店
秋田銀行鹿渡支店
北都銀行三種支店(能代支店内)

令和6年度 農業基盤整備促進事業等の賦課額並びに賦課徴収の時期方法

賦課額 事業の施工に係る土地について、土地毎の事業費(区画拡大、暗渠排水等)に係る建設業者請負額から補助金を差し引いた額を賦課する。

賦課期日 令和6年11月1日

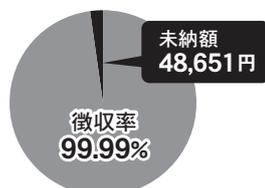
徴収期日 令和6年12月2日

賦課金徴収状況

(令和6年3月31日現在)

皆様のご協力により賦課金は令和4年度まですべて納入されておりますが、令和5年度の賦課金48,651円が下図のとおり滞っております。未収賦課金には納期限の翌日から延滞金(年14.5%)が発生します。早期完納にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

令和5年度調定額
一般会計
457,014,098円



大雨警報・注意報の発令及び緊急時には、原則として通水を停止します。

2018年5月の集中豪雨では、田植え時期にもかかわらず通水を停止しました。幹線排水路が越水したために落水が出来ないほ場もありました。そのため天気が回復しても、幹線排水路水位により通水出来ない場合があります。詳細や疑問点につきましては大潟土地改良区事業課(45-2523)へ確認して下さい。

令和5年度 水質調査結果

COD (化学的酸素要求量)

農業用水水質基準(水稲)
6 mg/L 以下

	4月	5月	8月	10月
C1-1	4.1	8.7	10.3	3.8
D1	5.9	10.1	9.2	6.7
E1	4.9	6.1	10.5	4.7
F2	2.8	1.9	8.4	4.3
A1	7.7	9.8	10.4	5.2
B2	7.5	9.4	12.0	7.1
H2	7.2	12.6	11.8	4.7
南部	10.1	13.2	11.0	9.5
北部	8.8	11.8	11.7	7.9

pH (水素イオン濃度)

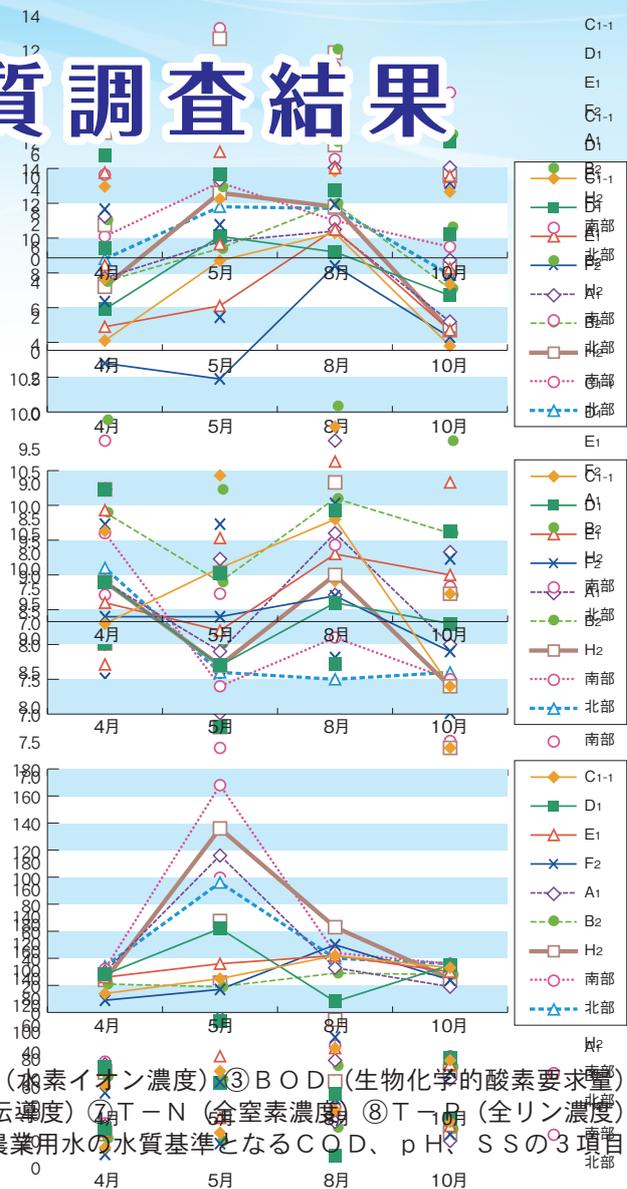
農業用水水質基準(水稲)
6.0 ~ 7.5

	4月	5月	8月	10月
C1-1	8.3	9.1	9.8	7.4
D1	8.9	7.7	8.6	8.3
E1	8.6	8.2	9.3	9.0
F2	8.4	8.4	8.7	7.9
A1	8.9	7.9	9.6	8.0
B2	9.9	8.9	10.1	9.6
H2	8.9	7.7	9.0	7.4
南部	9.6	7.4	8.1	7.5
北部	9.1	7.6	7.5	7.6

SS (無機浮遊物質)

農業用水水質基準(水稲)
100 mg/L 以下

	4月	5月	8月	10月
C1-1	14	25	42	33
D1	28	62	8	35
E1	26	36	42	30
F2	9	17	50	24
A1	30	116	33	19
B2	21	19	29	28
H2	24	136	63	25
南部	32	168	44	36
北部	34	96	40	36



土地改良区は毎年①COD (化学的酸素要求量) ②pH (水素イオン濃度) ③BOD₅ (生物化学的酸素要求量) ④SS (無機浮遊物質) ⑤DO (溶存酸素量) ⑥EC (電気伝導度) ⑦T-N (全窒素濃度) ⑧T-P (全リン濃度) 以上8項目の水質調査を行っておりますが、紙面の都合上農業用水の水質基準となるCOD、pH、SSの3項目を掲載しております。

なお、詳しくお知りになりたい場合は、事務所までお問い合わせください。

コメント (秋田県立大学 生物資源科学部 アグリビジネス学科 近藤 正 准教授)

4月 冬季の降雪量が多く大雪となったが、雪解けは早くまた3月以降の降水日・量とも少ない年となった。観測値は湖水貯水量・水位の上昇管理時で、灌漑期直前の観測結果である。CODは昨年並みの低濃度を呈した。BOD、ECは調整池に面するF2では昨年並みに低く、C1-1から西部承水路域では概ね昨年並みとなった。直前の約2ヶ月間降水量が少なく、排水機場排水は湧出水の平均濃度に近づく形となったものと思われるような高いEC値が観測された。これに伴い北部排水機場に近いD1でも50ms/mを超える高い値となった。

5月 特徴：降雨が少ない期間が続く中での代かき田植時期の測定値である。南部排水機場側および浜口側の両側より西部承水路への給水があり、H2、A1は南部排水機場排水のD1は北部排水の循環灌漑により代かき濁水を閉じ込め養分の再利用が活かされる水質保全型の循環灌漑が行われた結果としての濃度特性を示した。すなわちEC、T-N、T-P、SSで排水機場排水濃度に近づく結果となった。

調整池を代表する観測値といえるF2地点の水質は、降雪量が多かったこともあり昨年よりT-N、T-P、CODともかなり低い濃度が観測された。このまま低濃度で推移するかどうか注目すべき点である。

8月 特徴：今年は、7月15日に五城目町など八郎湖流域に記録的な豪雨があり、その後無降雨猛暑日が続いた、例年とは大きく異なる気象が特徴であった。大雨の影響で流域河川からの粘土質土壌の大量の流下もたらされたことで、全域でのSSなど懸濁性成分が高濃度状態で維持されている点と、猛暑続きの影響として循環灌漑が強まり、中央干拓地北部排水機場からの排水は循環利水の強化により北回りの干拓地排水影響域を形成し、また南部排水機場からの排水は南部排水機場地点で西部承水路への給水があり、前者ではC、D、後者ではA、H地区への影響となりECが高濃度で観測された点などであった。猛暑によりアオコも全域で確認され昼間の溶存酸素の高濃度現象がC、A、B、H地区で確認され、B地区でのT-Nは2.9mg/Lの高濃度に達した。

10月 特徴：降雨が比較的多く移流が進みC地区でECの低下、全地区でT-N濃度の低下がみられた。その中で、F、B地区はT-Nが他地区に比べ高めに現れた。特にB地区はアオコの影響が残り、T-N、T-P、COD、BODが他地区に比べ高い干拓地排水は湧水や暗渠の水質の影響を濃くしECやT-Pなどの上昇が、同時に田面の暗渠施行などの影響でSSが高くなっていったものと考えられる。

土地改良施設の禁止事項について

大潟土地改良区施設管理規程において、次の事項については施設の維持保全上**禁止**されております。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



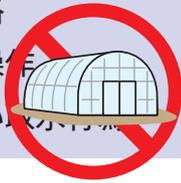
用水取入口

- 無断操作、無断使用



幹線用水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 無断使用及び樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- チェックゲート等の無断操作
- かんがい計画に基づかない取水行為



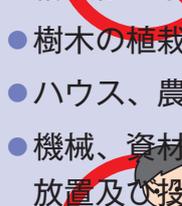
小用水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 無断使用及び樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土
- ほ場進入路以外からの進入
- オーバーフローの原因行為
- かんがい計画に基づかない取水行為



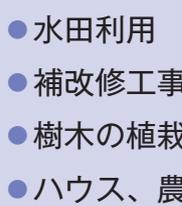
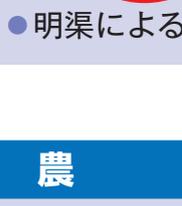
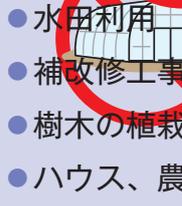
支線排水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 無断使用及び樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- 明渠による排水



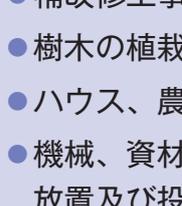
小排水路

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 管理目的外の車輛等の走行
- 無断採土 ● 架橋 ● 道路
- 明渠による排水



農道

- 水田利用
- 補改修工事に支障を及ぼす行為
- 樹木の植栽
- ハウス、農舎等の設置
- 機械、資材、車、ゴミ等の放置及び投棄
- 無断採土 ● 重車輛の通行



～国営八郎潟農業水利事業所だより～

事業の進捗等について

◆令和5年度

「A1-4幹線用水路」は路線延長3.1kmのうち、令和4年度工事と合わせ、約1.6kmをFRPM管（φ800～900mm）に更新いたしました。

「F2幹線用水路」は路線延長5.3kmのうち、取水槽の改修と約50mをFRPM管（φ1500mm）に更新いたしました。



A1-4幹線用水路
(FRPM管φ900mm布設状況)



F2幹線用水路
(完成した取水槽)

◆令和6年度

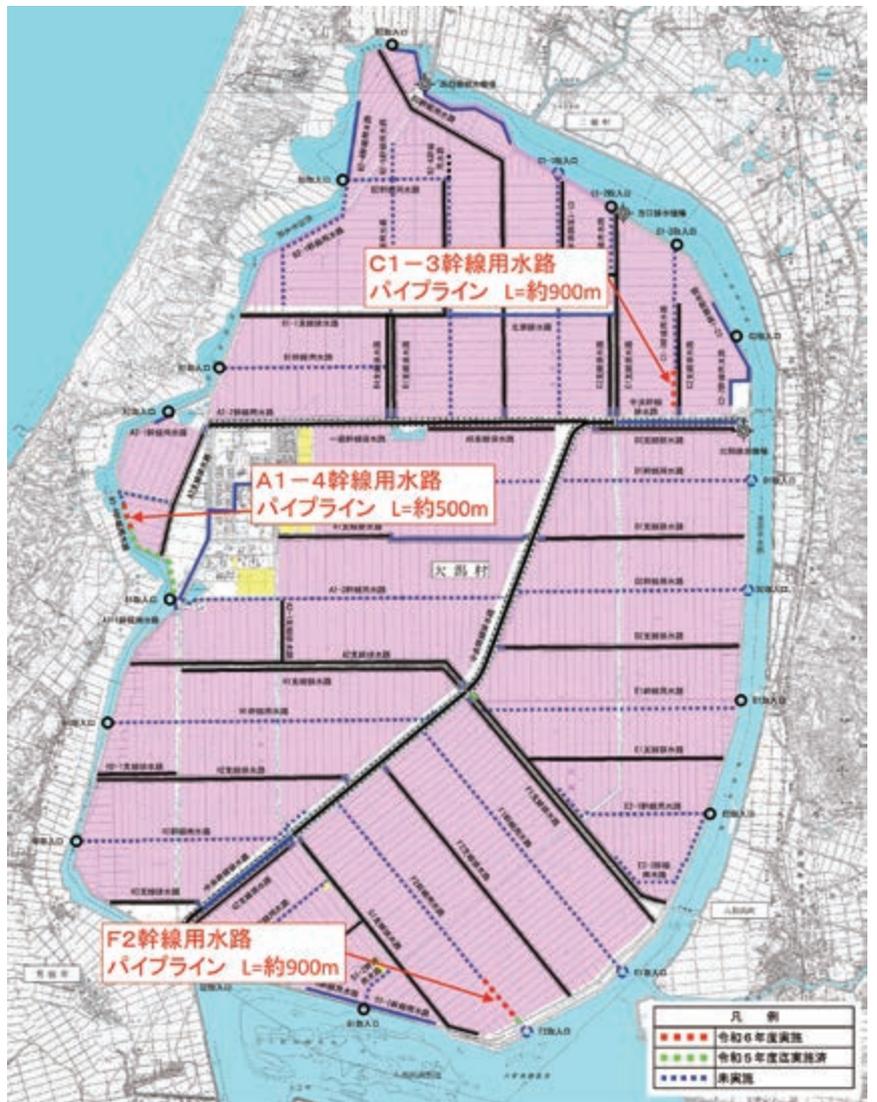
「A1-4幹線用水路」、「C1-3幹線用水路」及び「F2幹線用水路」のパイプライン化工事を実施いたします。

「A1-4幹線用水路」は、令和5年度工事の終点から、約500mをFRPM管（φ700～800mm）に更新する予定としております。

「C1-3幹線用水路」は改良区の意向を踏まえ、路線延長2.9kmのうち、漏水が発生している末端約900mを先行してFRPM管（φ500～700mm）に更新する予定としております。

「F2幹線用水路」は、令和5年度工事の終点から約900mをFRPM管（φ1500mm）に更新する予定としております。

現地での工事は9月から実施する予定です。工事の実施に伴い、付近の道路において、重機等の通行等でご迷惑をおかけいたしますが、ご協力よろしくお願いたします。また、測量・設計に係る作業も引き続き進めて参ります。



東北農政局八郎潟農業水利事業所の紹介

令和6年度は、4月の人事異動に伴い5名の異動がりましたが、昨年同様19名体制で事業推進に努めて参ります。引き続きよろしくお願いたします。



土地改良区管理施設へ **ゴミを捨てないで!!**

土地改良区では毎年不法投棄されたゴミを処理しています。

国営造成施設管理体制整備促進事業において、ゴミ捨て防止対策の看板とのぼり旗を製作し設置してきましたが、残念ながら、さまざまな場所では心ない人により古家電、古タイヤ等が不法に捨てられています。

景観と自然を守るため不法投棄を見たら直ぐ警察または土地改良区（電話 0185-45-2118）へご一報ください。



水の事故に 注意!!

今年も4月25日から通水を開始しました。用水路はたくさんの方が早く流れ、危険な状態になります。また、排水路の水位も上昇します。

水難事故等のないようお互いに最善の注意をはらいましょう。

余剰水縮減への 取り組みについて

組合員の皆さまには、毎年余剰水縮減への取り組みにご協力いただき感謝しております。

巡視員が小用水路をくまなく回り用水の利用状況を確認しておりますが、年々、流量を調整しながら水使用をしている路線が増えています。

今年度も巡視を行う予定です。巡視の際は小用水路放水口からの余剰水量で判断し、縮減可能と思われる路線には協力依頼を行います。

余剰水量の縮減は、排水電力料金の軽減と水質浄化にもつながりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

手続きのお願い



組合員の資格等に変更があった場合、届出が必要です。（組合員資格得喪通知書の届出）

◆農地の移動（売買、賃貸借、交換等）があった場合

◆生前一括贈与又は死亡により名義変更した場合

※死亡により名義変更をされた方で、その後、相続（所有者）が別の方に変更となった場合は、再度届出が必要となります。

◆農業者年金等により経営移譲した場合

※親から子へ名義変更をされた方で、その後、親の死亡等により子が所有者となった場合は、再度届出が必要となります。

◆住所が変わった場合

◆名義が変わった場合

資格を取得し又は喪失した場合は農業委員会の許可を経て速やかに土地改良区に届出してください。





LINE公式アカウントを 開設しました

「大雨が見込まれるため通水を停止する可能性があります」

「秋田県(八郎潟基幹施設管理事務所)からの要請により通水を停止します」

「通水再開は○日○時ころの見込です」

「要望がある路線から通水を再開します」

登録された方にこのような内容でメッセージを送信する予定です。QRコードを読み取り登録をお願いします。なお、昨年度まで行っていたメールでの連絡は中止します。



@646uzyom



土地改良施設内での野焼き(もみ殻焼き)禁止!!

経費は原因者に請求します

土地改良施設である支線排水路付近での野焼き(もみ殻焼き)は、埋設管(放水管)に火が燃え移ることにより、管上の農道等の陥没を引き起こすなど重大な事故へ繋がる危険な行為です。

「復旧工事に要する経費(1カ所約30万円)は原因者に請求」しますので、土地改良施設内での野焼き(もみ殻焼き)は絶対に行わないでください!

また、野焼きを見かけたら消防、警察及び土地改良区へご一報ください。



野焼きにより焼失した埋設管

編集後記



元日に発生した能登半島地震で被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。地震の恐ろしさや、いつ自然災害が起きるかわからないということを改めて実感し、日頃から災害に対する備えはしっかりしておきたいと思いました。